



北九州市制60周年記念

市民公募事業

～ 2次募集のご案内 ～

北九州市制60周年事業の実施方針

昭和38年2月10日に旧5市合併により北九州市が誕生してから、令和5年2月に市制60周年を迎えます。

60年は、人の年齢にたとえると「還暦」。この節目の年を本市にかかわる全ての方々と祝い、先人が築かれた功績に感謝するとともに、これからの未来を創造し、今後一層の発展につなげるため、1年間にわたり周年事業を行います。

周年事業では、本市の自然や文化、ものづくり等の魅力をはじめ、SDGsやカーボンニュートラルに向けた先進的な取組みをより一層高め、広く発信するとともに、若者をはじめ多くの世代の方に、本市への愛着と誇り(シビックプライド)を深めてもらい、希望あふれる未来につないでいきます。

◆2次募集期間 **令和5年2月1日(水)～令和5年3月1日(水)**

◆事業実施期間 **令和5年4月1日(土)～令和6年2月9日(金)**

◆補助金の手引き、各様式のダウンロード先

市のホームページにアクセスし、「市制60周年記念 市民公募事業」の募集ページをご確認ください

◆問い合わせ先・申請書の提出先(事務受託事業者)

北九州市制60周年記念 市民公募事業事務局(株式会社西日本新聞広告社内)

TEL.093-591-2133(平日9時～17時) FAX.093-592-4707

〒803-0817 北九州市小倉北区田町11番13号 メールアドレス▶shiminkoubo-60th@nsk-ad.com

1 目的

北九州市制60周年を市民の皆さまの一体感や、本市への愛着や誇り(シビックプライド)を醸成することを目的に、市民の皆さまが自ら企画・実施する取り組みやイベント等に対し、1事業あたり上限100万円を限度として事業経費を補助いたします。

2 対象者

申請できる方は、次のとおりです。

- (1) 北九州市内に住所を有する個人
- (2) 北九州市内に活動拠点がある団体又は企業

※北九州市暴力団排除条例第6条の規定により、暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体・個人でないこと

3 対象となる事業

対象となる事業は、**令和5年4月1日から令和6年2月9日まで(2次募集)の間**に実施する取り組みやイベント等で、表紙の北九州市制60周年事業の実施方針に即した事業です。ただし、次の事業を除きます。

- (1) 北九州市又は北九州市の外郭団体から補助金、負担金、又は委託料が交付される事業、若しくは北九州市の規定により会場使用料の減免がなされる事業
- (2) 北九州市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある事業
- (3) 法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業
- (4) 政治活動、宗教活動、又は思想活動を目的とする事業
- (5) 特定の個人又は団体の営利若しくは宣伝を目的とする事業
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (7) その他、市長が著しく不相当であると認める事業

4 申請方法

- (1) 提出書類
 - 市民公募補助金交付申請書(第1号様式)
 - 別紙1 事業計画書
 - 別紙2 収支予算書
 - 事業を主催する個人又は団体等の概要書(任意様式)
 - 別紙3 団体等役員一覧表
- (2) 作成方法
 - 申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードして使用してください。
 - 作成にあたっては、市のホームページ記載の記載例を参考のうえご記入ください。
 - 提出した書類は返却しませんので、コピーをとるなど保管しておいてください。
- (3) 提出方法 郵送またはEメールで、表紙の提出先に提出してください。
- (4) 提出期限 **令和5年3月1日(水) 17時必着**



5 対象となる経費

対象となる経費は、補助対象活動の実施に直接要した経費とし、次の費用とします。

対象経費項目	※補助対象事業に対する経費のみ対象
賃 金	事業のため雇用したアルバイト等の賃金(団体の構成員以外)
報 償 費	講師や通訳、出演者など外部の専門家への謝礼等
旅 費	外部の専門家等の旅費、会議や打合せのための交通費等 (宿泊費は市内の宿泊に限る。交通費の支給は原則実費とする)
印刷製本費	チラシ作成等の広報宣伝用の印刷費等
消耗品・材料費	事務用品や書籍、アルコール消毒液等の購入費
備 品 費	単価2万円以内(税込)の備品購入費
委 託 費	会場設営費、看板製作・設置費、ホームページ制作費等
広告宣伝費	TV・ラジオ・新聞等での広告宣伝費
役 務 費	郵便代、宅配便代、クリーニング代、ボランティア保険等
使用料・賃借料	会場使用料、車両や機材等の借上げ料等
そ の 他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

※事務所賃借料、事務機器のリース代、通信費、光熱水費等団体の経常的な活動にかかる経費や、事務所用の机・椅子等の備品購入費、飲食費などは補助対象外。

補助額の例

補助対象(算定)経費の10分の9の金額とします(上限100万円)。

ただし、総事業費のうち、補助対象事業に係る他の団体等からの補助金及び、入場料、協賛金等其他収入がある場合は、補助対象外経費を超える額を補助対象経費から控除します。

総事業費(補助対象経費+補助対象外経費) 100万円		
補助対象外経費 30万円	補助対象経費 70万円	
入場料等其他収入 40万円	補助対象(算定)経費の10分の9 54万円(60万円×0.9)	主催者負担 6万円

6 審査方法及び結果通知

申請書類をもとに、審査会による書面審査の上、予算の範囲内で採択事業を決定します。

審査の結果は、結果に関わらず、令和5年3月末日までに、申請書に記載された住所に、審査結果を書面にて送付します。なお、採択にあたっては条件を付すことがあります。



7 実績報告書の提出

事業完了後20日以内に、事業実績報告書及び収支決算書、領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類を提出してください。

8 その他

(1) ロゴマークの使用及び事業への標記(冠付け)について

- 採択事業については、できるだけ当該事業の実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム等に「北九州市制60周年記念」の文字を表示してください。
- なお、「北九州市制60周年記念ロゴマーク」の使用及び「北九州市制60周年記念等の標記(冠付け)」を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。詳しい内容については、市ホームページ「市制60周年事業」にアクセスし、ご確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止について

- イベント等事業の実施にあたっては、市の「イベント等催物開催に関する方針」に従うなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

申請から補助金交付までの流れ

